



事 務 連 絡
令和元年 6 月 17 日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消 防 庁 予 防 課
消 防 庁 危 険 物 保 安 室

消火設備等の工事等に係る法令遵守の徹底について

今般、給油取扱所の消火設備において、不適切な工事等が行われたため、有効に機能しない状態となっていた事案が発生しました（別紙1参照）。

本事案を踏まえ、予防広報や立入検査等の機会を捉えて、関係者に対して注意喚起を行うようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いします。

なお、このことについては、別紙2のとおり、関係事業者団体に対して注意喚起を行っております。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：竹本、大越、小島

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

事 務 連 絡
令和元年 6 月 17 日

石油連盟
全国石油商業組合連合会 } 御中

消 防 庁 予 防 課
消 防 庁 危 険 物 保 安 室

消火設備等の工事等に係る法令遵守の徹底について

今般、給油取扱所の消火設備において、不適切な工事等が行われたため、有効に機能しない状態となっていた事案が発生しました（別紙1参照）。

消火設備等が消防法令に定められる技術上の基準に適合するように設置・維持されることが当然のことながら必要であり、日常的に異常の有無を確認することが重要です。

また、消火設備等に変更を加えようとする場合にあっては、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項に基づく変更許可の手続を適正に行うとともに、工事中の安全管理や代替となる安全確保策を適切に行うことが必要です。

さらに、不適切な工事等により消防用設備等が有効に機能しない状態であることを覚知した場合にあっては、速やかに復旧を図るとともに、管轄の消防本部に連絡する等の対応を徹底するようお願いします。

貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を注意喚起していただきますようお願いいたします。

なお、このことについては、別紙2のとおり、消防用設備等の施工事業者等及び都道府県等に対してもお知らせしています。

(問い合わせ先)

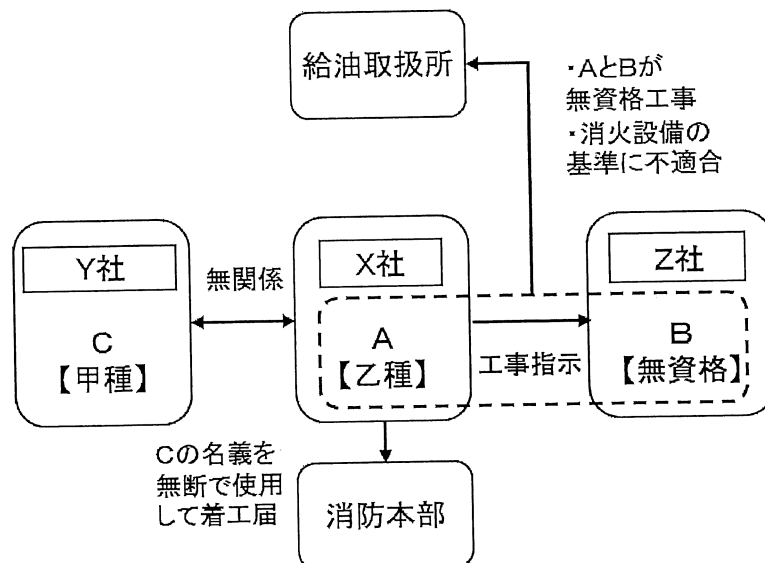
消防庁危険物保安室

担当：竹本、大越、小島

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

給油取扱所における消火設備の不適切な工事等の概要

- 1 X社は消防用設備等の施工等を行っている企業であり、その従業員のAは消火設備の営業担当である。Aは、複数の給油取扱所の消火設備において、以下の不適切な工事等を行った。
- ア 消火設備の工事を行うために必要とされる甲種消防設備士の資格（法第17条の5）を有していないにもかかわらず、工事を行うとともに、無関係の甲種設備士（C）の名義を無断で使用し着工届（法第17条の14）を提出した。
- イ 不適切な工事等の結果、技術基準（法第10条第4項）に不適合となる状態を生じさせた。
- （ア）既設の消火設備について、給油取扱所に「点検が必要」、「不具合があった」と虚偽の説明を行い、消火設備の全部又は一部を取り外して、別の給油取扱所に移設した。
- （イ）竣工時の完成検査のため放出した消火薬剤等を充填すべきところ、その作業を怠った。また、工事の際に破損させたケーブルの補修を怠った。
- 2 Z社はX社の協力会社の1つであり、その従業員のBは、甲種消防設備士の資格を有していないにもかかわらず、Aの指示の下、上記1の工事をともに行った。
- 3 上記1及び2の結果として、給油取扱所において、消火設備が有効に機能しない期間が生じた。
- なお、給油取扱所からの問い合わせを契機として、Aの不適切な工事を覚知したX社において全ての不備の是正が行われている。



別紙 2

事 務 連 絡
令 和 元 年 6 月 17 日

一般財団法人日本消防設備安全センター }
一般社団法人全国消防機器協会 } 御中

消 防 庁 予 防 課
消 防 庁 危 険 物 保 安 室

消火設備等の工事等に係る法令遵守の徹底について

今般、給油取扱所の消火設備において、不適切な工事等が行われたため、有効に機能しない状態となっていた事案が発生しました（別紙 1 参照）。

消防用設備等に係る工事においては、消防法令に定める技術上の基準に適合させることはもとより、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 5 に基づく適格な消防設備士による工事の実施や法第 17 条の 14 に基づく着工届の提出など法令遵守を徹底する必要があります。

消防用設備等の施工事業者等においては、適切な工事管理体制を確保し、施工担当者における消防設備士の資格取得の推進、適格な資格者の配置及び工事に携わる従業員への教育等を徹底するようお願いします。

貴団体におかれましては、傘下の各団体に対して、この旨を注意喚起していただきますようお願いいたします。

なお、このことについては、別紙 2 のとおり、都道府県等及び関係事業者団体に対してもお知らせしています。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：竹本、大越、小島

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534